

別表2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に係る技術的審査

新築住宅に係る料金

10%税込金額（税抜金額）[単位：円]

		審査条件	料 金	
一戸建ての住宅	単独申請	型式認定	33,000 (30,000)	
		外皮計算を仕様基準等による場合		
		建築確認申請先がセンターの場合		
		上記以外	44,000 (40,000)	
	併願申請	13,200 (12,000)		
共同住宅等	単独申請	型式認定	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金	
		外皮計算を仕様基準等による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 88,000 (80,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000) ・共用部料金 (共用部がある場合のみ) 	
		戸数が6戸以下の場合	300㎡以下	44,000 (40,000)
			300～1000㎡以下	88,000 (80,000)
			1000～5000㎡以下	176,000 (160,000)
	5000㎡超		264,000 (240,000)	
		上記以外	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 110,000 (100,000) ・戸あたり料金 上記と同額 ・共用部料金 上記と同額 	
	併願申請	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 22,000 (20,000) ・戸あたり料金 1,650 (1,500) ・共用部料金 単独申請と同額 		

- ※1 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とします。
- ※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一户建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 変更技術審査の料金は当初の申請で適用された料金の10分の6の額とする。
- ※4 併願申請とは、次の申請を建築センターに同一時期に申請するものをいう。
省エネ適判、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、性能向上計画認定技術的審査
- ※5 適合書再交付の料金は、一件につき3,300円（税込）とする。
- ※6 所管行政庁からの依頼による場合は、別途契約によります。